

第6回合併協議会の内容

日時	平成16年12月24日(金) 午後4時
場所	渋川プリオパレス
出席委員	48名

今回の会議では、「町名、字名の取扱いに関する事」について、新市建設計画の群馬県との協議結果についての報告事項が原案のとおり承認されました。

□報告事項

報告第11号 協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」について

決定されていた方針の中で、字名の未調整の部分についての調整結果が以下のとおり報告されました。

- 1 渋川市においては、大字の名称の無い区域について、大字を「渋川」とし、その他の区域は現行のとおりとする。
- 2 伊香保町においては、「北群馬郡伊香保町大字」を「渋川市伊香保町」に置き換える。
- 3 小野上村においては、「北群馬郡小野上村大字」を「渋川市」に置き換える。
- 4 子持村においては、「北群馬郡子持村大字」を「渋川市」に置き換える。
- 5 赤城村においては、「勢多郡赤城村大字」を「渋川市赤城町」に置き換える。
- 6 北橋村においては、「勢多郡北橋村大字」を「渋川市北橋町」に置き換える。

※「字」の区域については、現行のとおりです。

報告第12号 新市建設計画の群馬県との協議結果について



県と新市建設計画についての協議を行った結果、異議のない旨の回答がありました。これにより正式協議が終了し、新市建設計画が決定されたことを報告しました。

新市建設計画（概要版）の配布について

新市のまちづくりの指針となる新市建設計画を策定しました。住民のみなさま用に「渋川市合併のあらましと新市まちづくり（新市建設計画（概要版）」を作成しました。協議会だよりと同様に配布しましたのでご覧ください。

住所変更による各種手続について

平成18年2月20日の新「渋川市」の発足に伴い、住所の表示が変わることによって、手続が必要な場合があります。主なものは以下のとおりですが、詳しくは後日お知らせします。

不動産等登記関係

件名	対象者	手続について
土地・建物など不動産を持っている人	土地及び建物登記簿の所在	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。
	土地及び建物登記簿等の所有者名義人の住所（抵当権者、仮登記権利者等を含む）	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書を登記申請書に添付して登記することができます。（変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）
会社・法人等を経営している人及び役員	会社・法人の本店・本社の所在	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。
	会社・法人の代表者・役員等の住所	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書を登記申請書に添付して登記することができます。（変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）

年金・健康保険関係

件名	対象者	手続について
国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	原則として住所変更の手続きは必要ありません。
健康保険証	左記保険等の加入者	国民健康保険加入の方については、合併後に新しい国民健康保険証が交付されます。社会保険加入の方は、事業主に確認してください。

免許証その他

件名	対象者	手続について
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	本籍及び住所を直ちに更新する必要はありません。次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。 なお、更新の前に住所等の変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署、または運転免許センターで、本籍地または住所地が変更されたことが確認できる書類（新市で発行する変更証明書等）を持参のうえ、手続を行ってください。
	軽自動車（四輪）の使用者・所有者 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、移転・抹消及び登録変更等の登録手続を行う場合は、市が発行する変更証明書が必要です。
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、他のページに書き込みすると旅券（パスポート）が無効となりますので、ご注意ください。
預金通帳・定期預金証書等	左記預金者等	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については各窓口へ確認してください。
クレジットカード	左記カードの所有者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。